

**南伊豆町国土強靱化地域計画**  
**(第6次南伊豆町総合計画 国土強靱化編)**

**令和3年9月**  
**南伊豆町**

## 目次

I	国土強靱化地域計画策定の趣旨 .....	1
II	計画の期間と位置付け .....	1
III	基本的な考え方.....	3
1	本町の地域特性と国土強靱化に向けたこれまでの取組.....	3
2	静岡県の国土強靱化に向けた最近の取組.....	4
3	基本理念 .....	5
IV	基本目標と事前に備えるべき目標.....	6
1	基本目標 .....	6
2	事前に備えるべき目標 .....	6
V	脆弱性の評価 .....	6
1	対象とする災害等 .....	6
2	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	9
3	プログラムごとの脆弱性の評価結果.....	11
VI	計画の推進.....	28
1	町の他の計画等の見直し .....	28
2	本計画の見直し.....	28
3	具体的な取組の推進.....	28
4	プログラムの推進 .....	28
VII	主な個別事業 .....	29
別紙	主な個別事業	

## I 国土強靱化地域計画策定の趣旨

静岡県国土強靱化地域計画においては、国土強靱化について次のように示している。

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものである。（静岡県国土強靱化地域計画）

本町における国土強靱化地域計画は、国において定める「国土強靱化基本計画」及び静岡県の定める「静岡県国土強靱化地域計画」の主旨を踏まえ、「どのような自然災害が起こっても地域の人々の営みを継続していくことができるよう、起こり得る様々な危機をあらかじめ予測し、それらに対する対策や対応を常に最新かつ最善のものとしていくための計画として策定するもので、その推進にあっては、国や県の支援策を最大限に活用するとともに、町民、事業者、各種団体等による主体的な取組や協働を促し、着実に推進していくこととする。

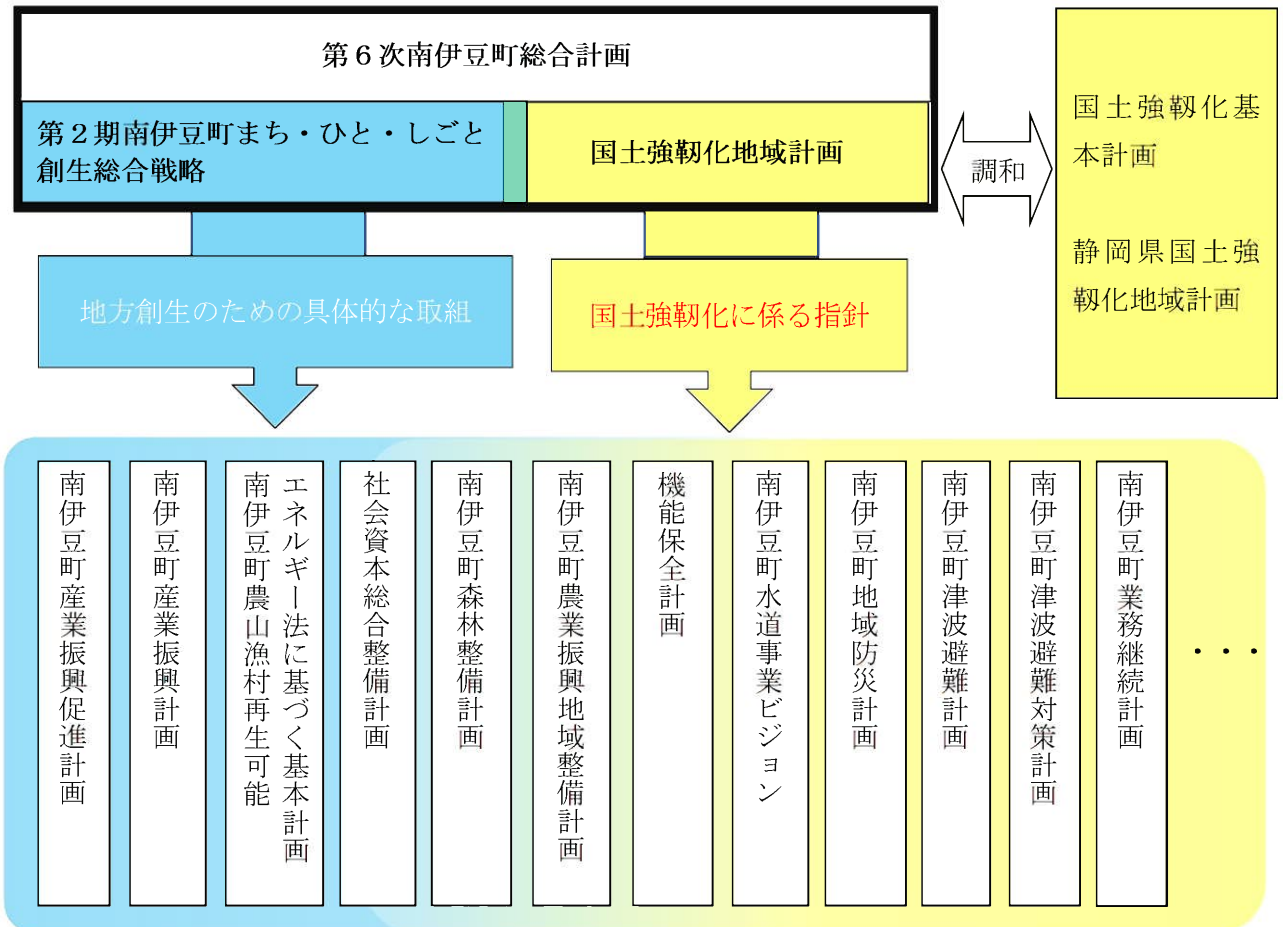
## II 計画の期間と位置付け

南伊豆町国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づく計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるもので、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本町の計画等の指針となるべきものである。また、本計画は、南伊豆町総合計画の一部に位置付けることとし、計画の終期は、第6次南伊豆町総合計画中期実施計画の終期となる令和7年度までの5年間としている。

<本計画の期限>

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
総合計画	基本構想 10年(2020年度~2029年度)									
	基本計画 10年(2020年度~2029年度)									
	前期 2年	中期 4年(2022~25年度)				後期 4年(2026~29年度)				
	事業計画：毎年度の見直しを行う									
	[事業計画の年度ごとの見直しを示す矢印]									
総合戦略	[総合戦略の期間を示す矢印]									
強靱化地域計画	[強靱化地域計画の期間を示す矢印]									

<本計画の位置づけ>



### Ⅲ 基本的な考え方

#### 1 本町の地域特性と国土強靱化に向けたこれまでの取組

##### (1) 自然的条件

###### □ 位置・広さなど

北 緯 34度38分

東 経 138度51分

面 積 109.94km<sup>2</sup>

東 西 11.50km

南 北 9.70km

人 口 8,137人（令和2年3月1日現在）

###### □ 地形の概要

南伊豆町は静岡県 of 東部、伊豆半島の最南端に位置し、駿河湾及び相模湾に面している。東は下田市、北西は松崎町に接している。

東西11.50km、南北9.70km、面積109.94km<sup>2</sup>、町域のほとんどが勾配20%以上の急傾斜地で、天城山系に連なる山地が海岸線まで迫っている。地目別では森林が79.7%、農地が9.1%、宅地が2.1%、その他が9.1%で区域の面積の多くを森林が占めており、平坦地は町を貫流する青野川本流域とその支流のわずかに10%強に過ぎない。

###### □ 地質の概要

南伊豆町は白浜層群と呼ばれる海底火山噴出物を主として、凝灰質砂岩、凝灰質角礫岩、安山岩、流紋岩といった火山岩類からなる。また、ところにより顕著に変質作用を受け、断層構造が発達し岩層の変化が著しく地質を複雑にしている。沖積平野は、河谷沿いに狭く分布し、河口近くでは泥層や泥層砂礫互層から成り、上流部では砂礫層からなっている。

###### □ 気候

南伊豆町は気候が温和で恵まれた気象条件にある。年平均気温が16.5度、降水量も年平均1,832.3mm（9年間平均）で県下でも一番温暖な気候である。しかし、風速は全般に強く、特に冬季は西よりの風が強くなり、石廊崎の12月から3月にかけては10m/s以上になる日数は50%ぐらいとなっている。また、低気圧、前線、台風等により強風、暴風が発生しやすい。

## (2) 町の社会的条件

南伊豆町の令和2年3月1日現在の人口は、8,137人、3,880世帯で、町内には34集落が点在し、主に青野川流域部の平坦地周辺に人口が密集している。高齢人口は、3,774人(46.6%)であり、高齢化が急速に進展している状況にある。

町内の幹線道路は、東西を走る国道136号と主要県道3路線が国道を補完する形で隣接市町に繋がっている。

南伊豆町の町域は109.94㎢で、そのほとんどが勾配20%以上の急傾斜地となっており、町域の70%以上が山林・原野によって占められている。

また、南伊豆町の海岸総延長は57,435mと静岡市に次いで県内第2位の長さとなっており、町を貫流する青野川を含む河川の総延長は38,755mに及ぶ。

このように、地理的、地形的な状況から、南海トラフで発生する巨大地震、相模トラフ沿いで発生する地震、富士山噴火などの大規模自然災害の脅威を有しており、土砂災害警戒区域は約1,388ha、津波浸水想定区域は約340ha、洪水浸水面積は約261haと、町域のほとんどが自然災害の危険性を有する地域となっている。

本町は、これまでに南伊豆町地域防災計画（令和元年度改定）をはじめ、南伊豆町津波避難計画（平成28年度策定）、南伊豆町業務継続計画（平成28年度策定）、南伊豆町津波避難対策計画（平成29年度策定）等の各種防災計画を策定し、地域の安全対策を進めてきた。

## 2 静岡県の国土強靱化に向けた最近の取組

平成24年8月、国が公表した南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)の被害想定では、平成23年3月に発生した東日本大震災のおおよそ16倍の規模となる全国で32万人、本県だけでも10万人を超える犠牲者が出るとされている。南海トラフ巨大地震は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震であり、その発生頻度は極めて低いものである。本県では、東日本大震災から得られた「想定外は許されない」という教訓を踏まえ、この南海トラフ巨大地震への備えや、更には先を見据えた、事前復興の考え方にに基づき、防災・減災と地域成長を両立させた、美しく品格ある地域づくりを進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」などに東日本大震災直後から取り組み、更なる地域の強靱化に努めており、これまでの取組に

より 2017 年度末時点で約 4 割の減災効果を見込んでいる。また、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対しては、これまで実施してきた防災・減災対策に加え、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年～令和 2 年）などにより治水対策や土砂災害対策、道路防災対策等による事業を一層推進し、災害に強い安全・安心な地域づくりに取り組んでいる。

#### < “ふじのくに” のフロンティアを拓く取組 >

平成 23 年度から、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組（平成 29 年度に「内陸のフロンティア」を拓く取組から改称）として、防災・減災機能の充実・強化を最優先に進めながら、地域資源を活用した新たな産業の創出・集積を図り、有事に強く広域的な人・モノ・情報の流れを支える交通・情報基盤を充実・強化するとともに、美しくゆとりある暮らしや環境の創出を進め、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指している。

#### < 地震・津波対策アクションプログラム 2013 >

平成 25 年度に、「南海トラフ巨大地震の被害想定」を踏まえた「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定し、想定される犠牲者を 10 年間で 8 割減少させることを目指し、ハード・ソフト両面での対策を進めている。津波対策としては、既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等により安全度の向上を図る「静岡モデル」と、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「森の防潮堤づくり」との連携した取組や、人工盛土による津波避難マウンド「命山」など景観を保全し、地域の実情を踏まえ、地域住民と連携して実施している。（静岡県国土強靱化地域計画）

### 3 基本理念

本町では、防災、減災、復旧・復興と地域振興を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえた地域づくりを進めるため、町民・行政・民間事業者、各種団体等の参加と協働による「様々な危機に対して強靱なまちづくり」の推進を図り、町民の安全・安心を最優先に地域振興、自然環境との調和、景観の保全を図り「光と水と緑に輝く南伊豆町」の実現による持続的なまちづくりを目指している。

## IV 基本目標と事前に備えるべき目標

### 1 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、(1)人命の保護、(2)地域社会の重要な機能の致命的な障害の回避及び維持、(3)町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、(4)迅速な復旧復興を図る。

### 2 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向け、達成すべきより具体的な目標として、9項目の「事前に備えるべき目標」を以下のとおり設定する。

- ①人命の保護
- ②迅速な救助・救急、医療活動等
- ③行政機能の確保
- ④情報通信機能の確保
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ⑨防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

## V 脆弱性の評価

### 1 対象とする災害等

本町の地域特性上、住民生活・地域経済に最も甚大な影響を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波とともに、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、次の通り「南伊豆町地域防災計画」に記載された大規模自然災害を想定リスクとする。

なお、常に想定外の災害発生の可能性を念頭におくこととしている。

#### (1) 地震・津波

伊豆半島は、有史以来たびたび地震の災害に見舞われている。町に被害を及ぼすおそれのある地震の震源地は房総沖、相模湾、神奈川県西部、伊豆半島、駿河湾、富士川河口、遠州灘沖、南海道沖等である。現時点において、本県に



著しい被害を及ぼすと想定される地震のうち、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾を震源域とし県下全域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード8クラスの東海地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年（1854年）の安政東海地震発生後160年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。このほかに、神奈川県西部を震源域とし本県東部地域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード7クラスの神奈川県西部の地震などがある。

なお、津波については、これらの沿岸の地震によるものに対する警戒はもとより、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

## (2) 風水害

町内の主要河川（青野川）は、激甚災害対策特別緊急事業に採択されて以来、暫定ではあるが河川改修も終了し、多目的ダム「青野大師ダム」の整備も相まって、大災害の危険性は年々少なくなっている。被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし、町内の河川はいずれも平常時には水量が少ないため、河川に砂石が堆積し、葦等の植物が中州に群生するきらいがあるため、通水能力が低下する。特に、伊豆半島は地形上台風や集中豪雨等に見舞われることがあり、きめ細かい観測態勢を図る必要がある。

(3) 高潮・高波

高潮については、各地区漁港整備及び護岸整備が進み住家への浸水被害の可能性は少なくなった。しかし、湊地区の弓ヶ浜海岸沿いでは防潮堤がないため台風等の高潮により道路冠水が予想される。当町は、長い海岸線を有し、台風・低気圧等の影響を受けやすいため、「高潮・高波」には十分な注意が必要である。

(4) 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内には、砂防指定地が 16 箇所、地すべり防止区域が 1 箇所、急傾斜地崩壊危険個所が 40 箇所、土砂災害警戒区域が 590 箇所及び土砂災害特別警戒区域が 495 箇所（いずれも令和 2 年 2 月末現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

(5) 火災

冬季に比較的乾燥するとともに、強風地域であるため、ひとたび火災が発生すると、大火災の可能性も含んでおり十分な警戒を要する。平野が少なく地区ごとに住宅が密集しているため、火災には十分な注意を要する。

(6) 事故

町の沖合海上は、往来する船舶が多いので、衝突、座礁による遭難、火災、油流出等の災害が予想される。また、天城山付近は気流変化が激しく、ヘリコプターや航空機事故に対しても注意を要する。

(7) 原子力災害

原子力災害については、県内に浜岡原子力発電所があり、本町は静岡県が定めた原子力対策を重点的に実施すべき区域には指定されていないが、万一の事故による放射性物質の大量流出に伴う災害対策も必要である。

なお、発電所内で環境に影響のないトラブル等が発生した場合にも、町民に対する適切な広報・情報伝達が必要である。

(8) 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての被害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本町の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必

要がある。

(9) その他

不慮の災害として、航空機の墜落、火山の噴火、有毒ガスの発生、排出油の漂着などの大規模な災害が発生しており、当町でも発生の可能性がある。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして34の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態悪化・死者の発生
	2-7	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-8	避難行動要支援者への支援の不足等により、要支援者に多数の死傷者が発生する事態
	2-9	福祉避難所開設のためのスタッフや救護物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない
	2-10	避難所運営の人員・機能不足

3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の低下による治安の悪化
	3-2	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-3	対応する職員の体調不良・ストレス・うつ
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	防災無線等情報伝達の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	コンピューターシステムの停止（災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウイルスの侵入）
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	基幹交通ネットワークの機能停止
	5-2	食料等の安全供給の停滞
	5-3	大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊及び被害拡大と長時間にわたる漁業・農業の停滞
6 ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、LP ガスチェーンの機能停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	応急仮設住宅等の住宅対策支援の遅延による避難生活の長期化
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	6-5	道路啓開、復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により大規模火災、延焼が発生する事態
8 社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	被災者の住居確保の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態
	8-3	境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域生活力の低下

<重点化すべき起きてはならない最悪の事態>

1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
1-5	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	コンピューターシステムの停止（災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウイルスの侵入）
5-1	基幹交通ネットワークの機能停止
6-5	道路啓開、復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 3 プログラムごとの脆弱性の評価結果

#### (1) 脆弱性の分析・評価

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する政策を「プログラム」として整理し、プログラムごとに現状の脆弱性を次のとおり「プログラムごとの脆弱性評価」としてまとめた。

## プログラムごとの脆弱性の評価結果

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 (◎重点化施策)

【地震】(第4次地震被害想定)

建物全壊・焼失：約70棟

建物倒壊及び火災による人的被害：死者数10人

#### ○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

住宅・建築物の耐震化は、倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進めることが必要である。

【住宅の耐震化率 76.4% : H30 (目標 約95%:R4)】

#### ○家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策

地震に備えて家具類への対策をしている町民の割合は59%(H24)に留まっており、ガラスの飛散防止を含め、更なる家庭内対策の促進を図る必要がある。

【家具類を固定している町民の割合 59%:H24 (目標 約70%:R4)】

## 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生（◎重点化施策）

### 【地震】（第4次被害想定）

建物全壊・焼失：約1,500棟

人的被害：死者数2,700人

### ○津波、高潮対策施設の整備、耐震化

第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については嵩上げや液状化対策などの耐震化を行うとともに、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

【耐震化が必要な海岸堤防の整備率 目標100%】

### ○津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

第4次地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震の津波（レベル2の津波）により、人的被害が見込まれる。この想定に基づき津波避難計画やハザードマップ、社会福祉施設等の避難マニュアル等を点検、見直しするとともに、津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る必要がある。

【津波避難計画の策定 100%:R3】

【津波避難困難区域における津波避難タワー1基の整備 100%:R3】

### 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生（◎重点化施策）

#### 【土砂災害・津波】

- ・死傷者の発生
- ・建物の損壊、農地・森林の崩壊
- ・交通ネットワークの機能停止

#### ○地すべり防止施設、砂防設備、急斜面地崩壊防止施設の整備

従来からの施設整備は、同時多発的に発生する土砂災害についても有効であることから優先度を設けて着実に進めるとともに、既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

【青市前根原急傾斜防止施設の整備 100%:R3】

#### ○土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、警戒避難体制の整備への支援、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等、ソフト対策を推進する必要がある。

#### ○山地災害防止施設の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な整備と治山事業などの山地災害防止施設により保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

### 1-4 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（◎重点化施策）

#### 【風水害・高潮】

- ・死傷者の発生
- ・建物・農地等の水没
- ・交通ネットワークの機能停止

#### ○河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、広域にわたり甚大な被害が想定される河川を優先して河川整備や遊水池の整備などの予防型対策を着実に推進する必要がある。

### 1-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（◎重点化施策）

#### ○防災活動における公立学校と地域の連携（防災訓練等）

南海トラフ巨大地震や風水害に対する防災意識の高揚を図るため、定期的に学校や地域と連携した訓練等を行う必要がある。

【公立学校と地域が連携した防災活動の実施率 100%:H30以降継続】

【自主防災組織における地域防災訓練の実施率 90%:H30（目標100%:R4）】



## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止（◎重点化施策）

#### ○緊急物資備蓄の促進

県では、大規模地震災害等に備え、県民に対して7日以上の食料、飲料水の備蓄を呼びかけているが、現状では、ほとんどの家庭で不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法などの周知を行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

【町民の緊急物資備蓄の促進(食料) 70%:R3 (目標 100%:R4)】

【町民の緊急物資備蓄の促進(水) 70%:R3 (目標 100%:R4)】

#### ○水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

【上水道の浄水場耐震化率 23.1%:R3 (目標 100%:R9)】

【上水道の配水池耐震化率 4.5%:R3 (目標 9.1%:R6)】

【上水道の管路耐震化率 31.2%:R3 (目標 42.3%:R8)】

### 2-2 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

#### ○地域の防災力の充実・強化

広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

【消防団員の確保(250人) 100%:R3】

【消防団装備の拡充強化 100%:R3】

### 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### ○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

### 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### ○事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

【道の駅「下賀茂温泉湯の花」の観光客一時避難所としての整備 100%:R3】

### 2-5 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺（◎重点化施策）

#### 【地震】

医療対応不足数：200人

日常受療困難者：200人

#### ○医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

【医療・消防・行政等の関係者による災害時の医療救護に関する共通認識と医療救護計画の策定 100%:R3】

【災害時対応研修の実施（職員・医療従事者） 50%:R3（目標 100%:R4）】

【救護所への医療資機材の配備率 100%:R3】

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康悪化・死者の発生

### 【地震】

避難所生活からくる疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生。精神的ダメージを受け、PTSDの症状を訴える人が多く発生し、メンタルヘルスのニーズが増大する。

### ○避難所運営体制の充実・強化

災害発生時には、避難所の運営を自主防災会等に依頼するため、長期間にわたる避難所の開設を想定して、運営マニュアルを作成し、自主防災組織に周知する必要がある。

【避難所開設・運営マニュアルの策定 100%:R3】

### ○福祉避難所の促進

社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する必要がある。

### ○被災者の健康支援、メンタルヘルスケアの促進

被災者の精神面も含めた健康支援を行うためのマニュアルを作成する必要がある。

【災害時健康支援マニュアルの策定率 100%:R3】

## 2-7 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

### ○自主防災組織の活性化

救助・捜索活動が大量に発生した場合に備えた訓練を行うとともに、自主防災組織の設備及び資機材を充足させる必要がある。

【自主防災組織の資機材充足率 80%:R3（目標 100%:R4）】

## 2-8 避難行動要支援者への支援の不足等により、要支援者に多数の死傷者が発生する事態

### ○避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進

避難の遅れによる要支援者の被害を防ぐため、支援者や関係者等、自主防災組織との連携を強化する必要がある。

【避難行動要支援者を対象とした防災訓練の実施率 100%:R3】

## 2-9 福祉避難所開設のためのスタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない

### ○指定避難所の一部福祉避難所活用

指定避難所の受け入れ態勢を確保のため、広域避難所において福祉避難所トリアージを行うなどして一時的な福祉避難所を設けることを検討する必要がある。

## 2-10 避難所運営の人員・機能不足

### ○避難所運営支援体制の強化

災害発生時に避難所の運営を依頼することになる自主防災会等へ向けて、各避難所の運営マニュアルを作成し、周知をしていく必要がある。

### ○避難所の機能充実

避難所の機能として必要不可欠な電源等を確保するための設備や資機材の整備を行う必要がある。

【避難所への停電時電源切り替え装置と資機材の整備率（町内7施設）100%:R3】

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### ○警察施設の防災機能の強化

警察署の建物の耐震化は完了しているが、非常用発電機の 72 時間稼働を確保するため、燃料タンクの増設を行う必要がある。

#### 3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（◎重点化施策）

##### 【地震】（第 4 次被害想定）

町庁舎等防災対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性がある。

幹部職員が死傷し、指揮機能が失われる可能性がある。

##### ○町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化

町の防災拠点となる公共施設については、耐震化が完了しているものの、津波浸水区域内にある施設について、安全性を確保する必要がある。また、必要な機能を維持するため非常用発電機の 72 時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討が必要になる。

また、町の防災拠点庁舎については耐震性の確保を図るように促進していく必要がある。

【防災拠点となる公共施設等の耐震化率 100%:R3】

【防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 100%:R3】

##### ○業務継続に必要な体制整備

業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

#### 3-3 対応する職員の体調不良、ストレス、うつ

##### ○被災者（職員）のメンタルヘルスケアの促進

災害現場対応職員の心身負担の軽減のため、カウンセラーを配置するなど心のケア対策を促進していく必要がある。

【地域防災計画に心のケア対策を記載 100%:R3】

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 (◎重点化施策)

###### ○防災拠点における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

###### ○デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークを整備・運用する必要がある。

【消防本部のデジタル無線化 100%:R3】

【災害対策本部に大型液晶ディスプレイ等を整備 100%:R3】

##### 4-2 防災無線等情報伝達の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

###### 【地震】(第4次被害想定)

テレビ、電話、パソコン等の破損、建築被害、停電等により情報機器が使用できない事態が発生する。

###### ○災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、市町における同報無線設備等の整備のほか、災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用を促進する必要がある。

【Lアラートの導入 100%:R3】

【同報無線のデジタル化の実施率 70%:R3】

【Jアラート情報と町民メール配信サービスとの連携の実施 100%:R3】

【町民メール配信サービスの登録率向上 2,000人:R3】

#### 4-3 コンピューターシステムの停止（災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウイルスの侵入）（◎重点化施策）

##### 【災害発生】

災害発生による物理的損害を被り、システムが停止する事態が発生する。

##### 【サイバー攻撃・不正アクセス】

標的型等のサイバー攻撃により、システムが論理的損害を被り、停止する事態が発生する。

##### 【ウイルスの侵入】

メールの添付ファイルやインターネットのブラウジング、外部からのUSB接続からコンピュータウイルスに感染し、電子機器が機能不全に陥る可能性がある。

#### ○サーバー等重要機器の災害対策

サーバー等重要機器の停電を防ぐため自家発電経路に接続する必要がある。また、浸水対策として重要機器類を高所に保管する、通信網切断時の対策として基幹系システムの一部を照会発行モードに切り替える必要がある。

#### ○サイバー攻撃・不正アクセスの防止

サイバー攻撃対策として各ネットワークシステムを分離する必要がある。

また、情報系ネットワークではサイバー攻撃対策として通信の制限及び静岡県自治体セキュリティクラウドによる不正通信の監視・遮断システムを導入する必要がある。

#### ○ウイルス侵入対策

全端末にウイルス対策ソフトを導入済。また、USB機器からの感染を防止するため、資産管理ソフトによるUSB機器接続制限を実施するなどして万が一のウイルス侵入時の侵入経路特定のため接続ログを採取する必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 基幹交通ネットワークの機能停止（◎重点化施策）

#### 【地震】＜道路・鉄道＞

沿岸部の多くの区間で不通となる。

#### ○緊急輸送路等の整備・耐震対策

基幹的交通ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。また、既存インフラの整備効果が最大限発揮できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

#### ○緊急輸送路の周辺対策

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止等の整備を推進する必要がある。

【避難路沿いの危険なブロック塀の改修実施率 60%:H30（目標:約90% R4）】

#### ○耐震強化岸壁の機能向上

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理とみなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

#### ○災害時の迂回路となる農道、林道の整備、改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。



<p><b>5-2 食料等の安全供給の停滞</b></p> <p>【地震】（第4次被害想定）</p> <p>流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び給水機能支障に伴う流通機能低下により食料等の購入が困難となる。</p> <p>○指定避難所における備蓄食料や防災資機材を保管するための防災倉庫の整備を行う</p> <p>災害等の緊急時における食料等供給を強化するため、防災倉庫内の備蓄食料、資機材を計画的に購入・管理をする必要がある。</p> <p>【指定避難所の防災倉庫配備率 90%:R3（目標100% R4）】</p> <p>○緊急物資備蓄の促進（非常食を持ち出せなかった避難者の食料）</p> <p>災害等の緊急時に備え備蓄食料、備蓄飲料水を配備する必要がある。</p> <p>【備蓄食料の配備率 100%:R3（目標100% R4）】</p>
---

<p><b>5-3 大規模地震、津波による基幹産業である漁業・農業施設等の倒壊及び被害拡大と長時間にわたる停滞</b></p> <p>【地震】</p> <p>漁業・農業用施設に甚大な被害が発生する可能性がある。</p> <p>施設被害により生産活動に支障が生じ、復旧するまで長期間の事業停滞がおきる。</p> <p>○漁業・農業用施設の機能向上</p> <p>漁港において、既存の防波堤等の漁港施設等の適切な管理と長寿命化対策を推進するため、漁港機能保全計画等を適宜見直し、生産機能の確保に努める必要がある。</p> <p>農業用施設においては、日頃の維持補修により適正な管理を実施し、被害を最小限にとどめる。</p>
---

**6 ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる**

<p><b>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油、LPガスチェーンの長期間機能停止</b></p> <p>○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化</p> <p>エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。</p>
---

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【地震】（第4次被害想定）

上水道：97%断水

### ○水道の施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。また、配水管に用いられていた衝撃に弱い石綿管の更新も進める必要がある。

【上水道の主要施設（浄水場）の耐震化 23.1%:R3（目標100% R9）】

【上水道の主要施設（配水池）の耐震化 4.5%:R3（目標9.1% R6）】

【残存する石綿管の布設替え（耐震化） 99.1%:R3（目標100% R3）】

### ○汚水処理施設の耐震化等

地震等における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、公共下水道施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。また、漁業集落排水施設の設備効果が最大限に発揮されるよう、施設の機能保全工事を行う。個別浄化槽については、適切な管理に関する情報を提供し、関係団体と連携して啓発活動に努める必要がある。

【漁業集落排水施設機能保全計画に基づく改築実施率 33%:R3（目標100% R6）】

【公共下水道事業ストックマネジメント計画策定 25%:R3（目標100% R5）】

## 6-3 応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化

### ○建設型応急仮設住宅、賃貸型応急仮設住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに賃貸型応急住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

【応急仮設住宅用地の確保（第4次被害想定報告で算出される戸数） 目標100%】

#### 6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

##### ○津波、高潮対策施設の整備、耐震化

第4次地震被害想定で推計した地震による津波（レベル1の津波）に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化を行うとともに、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

【耐震化が必要な海岸堤防の整備率 目標 100%】

#### 6-5 道路啓開、復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態（◎重点化施策）

##### ○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

##### ○災害応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど連携体制の強化を図る必要がある。

【町内土木業者協定締結率 100%:R3】

### 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

#### 7-1 消火力低下等により大規模災害、延焼が発生する事態

##### ○地域の消防力の確保

消防体制の確保と防火への啓発のため、近隣市町とも連携し、常備消防組織の整備等を行う必要がある。

【可搬ポンプ付積載車の更新率（市之瀬、妻良、毛倉野、吉祥） 100%:R3】

【消防団員の確保 100%:R3】

【救命救助用資機材（ゴーグル、防塵マスク）の配備率 100%:R3】

【消防団装備の拡充強化 100%:R3】

## 8 社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【地震】

災害廃棄物：389,470 トン

#### ○災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、市町災害廃棄物処理計画の策定については、策定を完了したが、実際の災害に対応するため、随時の見直しを促進する必要がある。

【災害廃棄物処理計画の策定 100%:R3】

### 8-2 被災者の住居確保の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態

#### 【地震】

建物全壊・焼失 70棟～1500棟

#### ○被災者の応急仮設住宅用地の確保

被災者の生活拠点を早急に確保するために、建設型応急住宅の建設が可能な用地の選定、準備を行う必要がある。

【応急仮設住宅用地の確保(第4次被害想定2次報告で算出される必要戸数)目標 100%】

### 8-3 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ○地籍調査事業

津波浸水区域内の土地の境界を確定し法務局へ備え付け、土地の復元を容易にする必要がある。

## 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力のあるまちづくり

### 9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

#### ○沿岸・都市部の再生

巨大地震がもたらす津波被害等の自然災害から町民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備等を促進し、沿岸地域や既存の都市を再生する必要がある。

#### ○多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の資源を活かして生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進め、誰もが価値観やライフステージに応じて望むライフスタイルを選択できる環境を創出していく必要がある。

## VI 計画の推進

### 1 町の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る町の他の計画等の指針となるべきものである。本町の地域防災計画や国土利用計画等、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には本計画の内容を基本として行うものとする。

### 2 本計画の見直し

本計画は、南伊豆町総合計画の一部として策定し、第6次南伊豆町総合計画中期実施計画の終期となる令和7年度までの5年間を計画期間とする。また、基本的な計画期間は、総合計画実施計画の計画期間と合わせて社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、評価の見直しを行うこととしつつ、国のアクションプランや県国土強靱化地域計画等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うこととする。

### 3 具体的な取組の推進

本計画に基づく具体的な取組については、「総合計画」、「地域防災計画」、「地震対策アクションプログラム」等の計画に基づき各取組を計画的に推進するため、総合計画等と同様のPDCAサイクルにより、進捗管理、評価等に基づく改善、取組みの手法や目標等の見直しを行っていくこととする。

### 4 プログラムの推進

- (1) 本計画に基づく国土強靱化のためのプログラム推進にあっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、町民や民間事業者等が連携しなければ推進できない施策も多いことから、行政と町民及び民間事業所が協働してプログラムの推進に取り組むこととしている。
- (2) 国土強靱化の取組を実効性のあるものとするため、町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と民間事業者等を含め、関係者が協働して取り組むこととする。

## **VII 主な個別事業**

リスクシナリオに関し、町が行っている個別事業を別紙「主な個別事業」としてまとめた。

